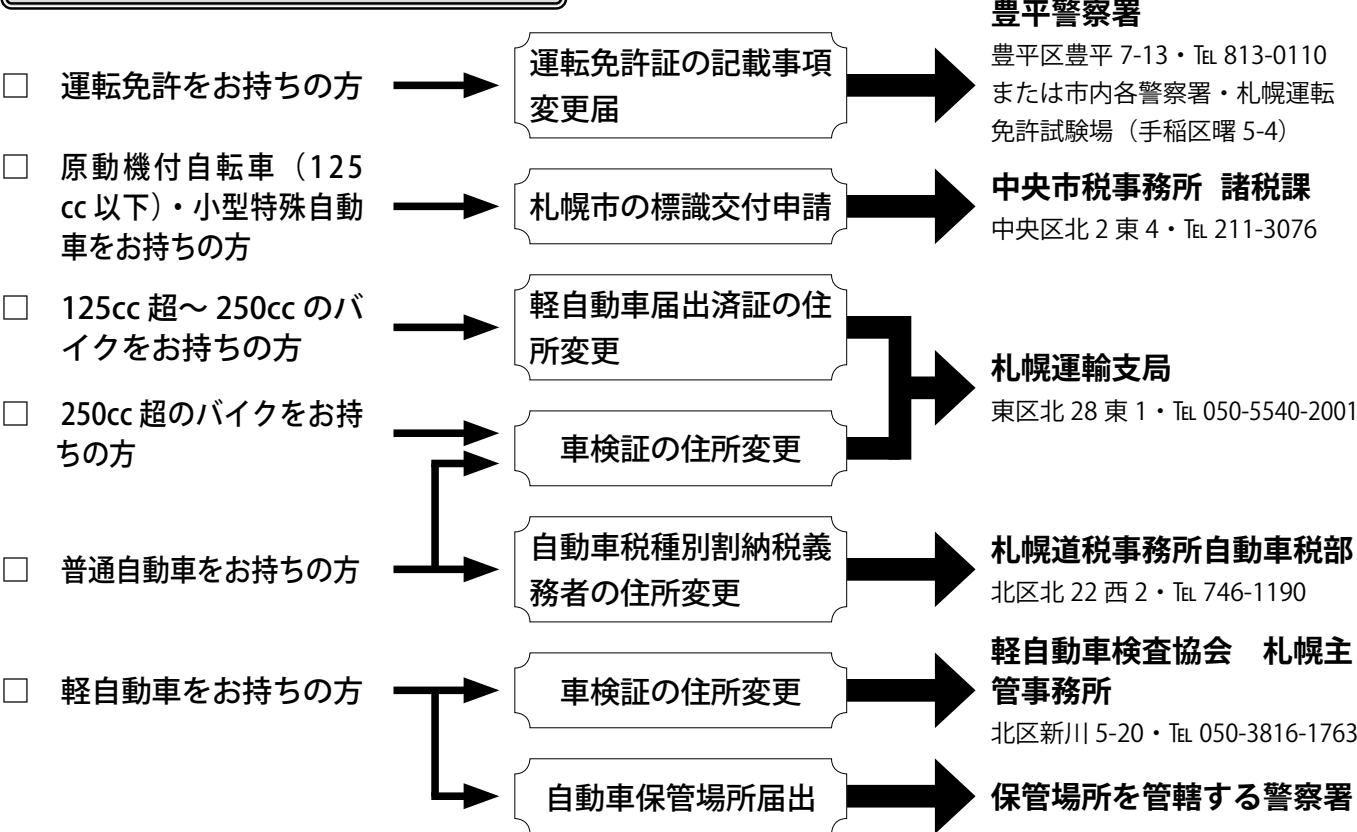


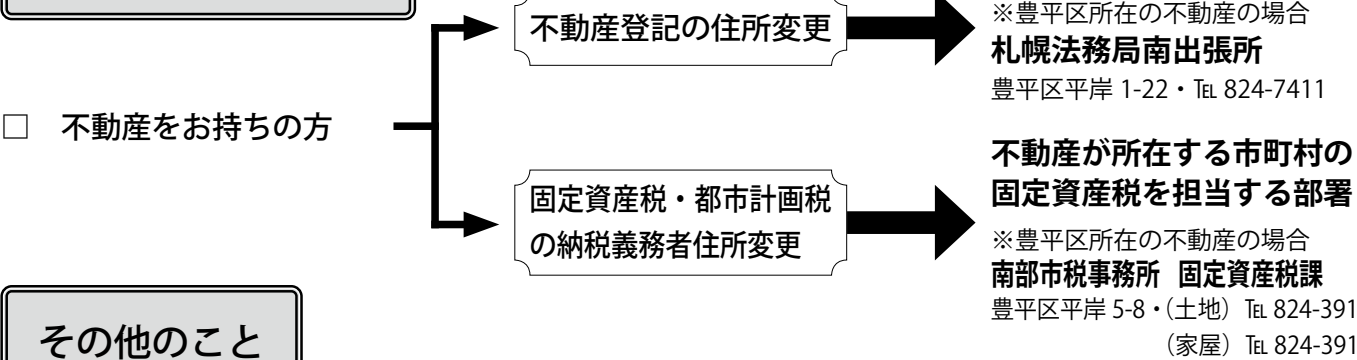
区役所以外での手続き

自動車やバイクに関すること

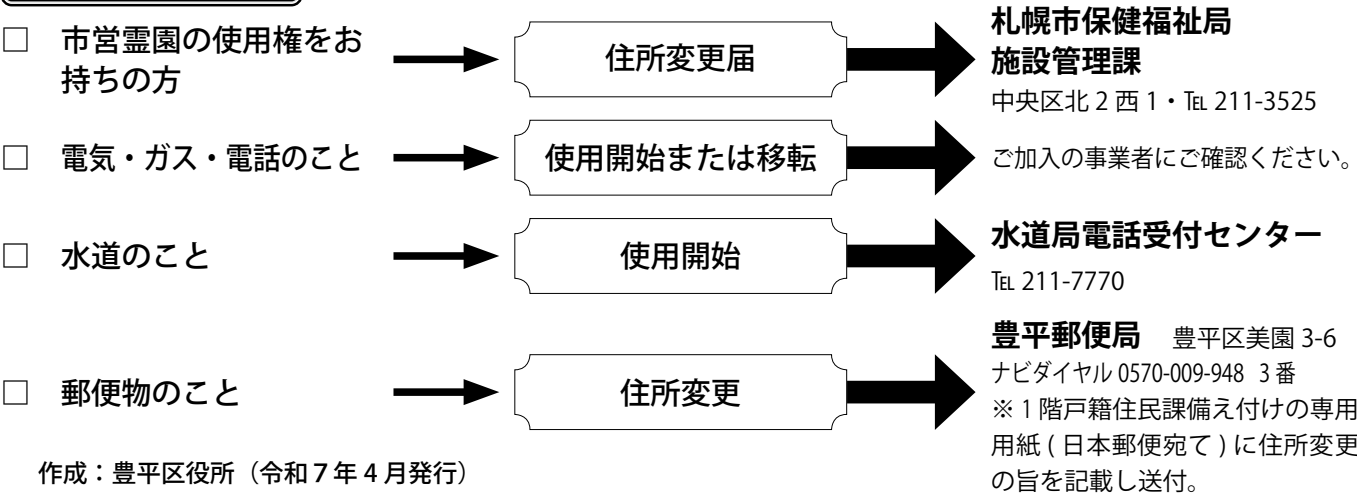


※ 原動機付自転車、小型特殊自動車、バイク、軽自動車の税金は、4 月 1 日までに札幌市の住所に登録変更がなされた場合に札幌市から納税通知書が送付されます。

不動産に関すること



その他のこと



作成：豊平区役所（令和 7 年 4 月発行）

市外から引っ越してきた時の手続き

区役所等で行う主な手続きをご案内します。
このほかに手続きが必要な場合もあります。

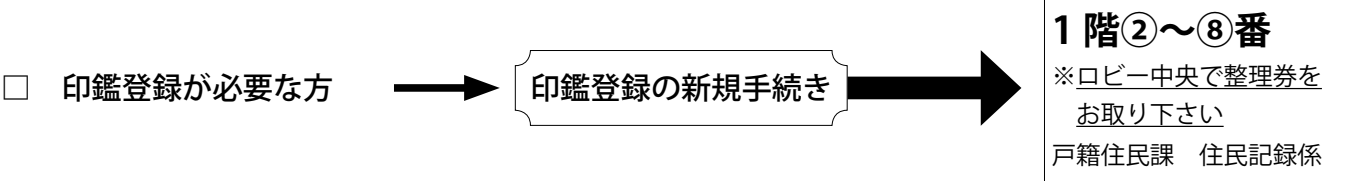
豊平区役所（豊平区平岸 6-10）
TEL 822-2400 FAX 813-3603
HP <https://www.city.sapporo.jp/toyohira/>

住所変更の手続き

- 住民票の転入届
（マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方は一緒に提出してください。）
- 住み始めた日から 14 日以内に手続きしてください。なお、新住所の住民票・印鑑証明は通常、翌開庁日からお出しできます。
 - 手続きに必要なものは、転出証明書（前住所地で発行されているとき）、届出入の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）、委任状（代理人が手続きする場合）です。
 - 国外に転出していた方が帰国して転入届をするときは、上記のほか該当者全員のパスポートが必要です。（入国日が確認できない場合は、パスポートに加えて、航空券の半券・e チケット、予約サイト画面等をご提示ください。）
 - マイナンバーカード・住民基本台帳カードを使って転出手続きをされた方は、窓口でその旨を申し出てください。
 - 小・中学校等のお子さんがある方には、転入届の際に窓口で「転入学通知書（入校票）」をお渡ししますので、在籍していた学校の在学証明等とともに転校先の学校へ提出してください。詳しくは札幌市教育委員会学びの支援担当課（Tel 211-3821）へ。

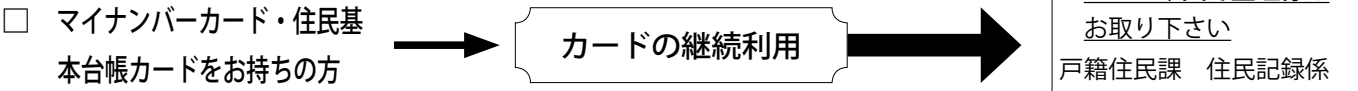
※ 町内会のことについてお知りになりたい方は地域振興課（区民センター 1 階・Tel 822-2427）へ。

〈以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は、忘れずに手続きしましょう。〉



※ 以前の市区町村で登録されていた印鑑登録は、転出により自動的に廃止されますので、新規に登録手続きが必要です（委任状があれば代理人でも手続き可能）。ご本人が来庁し、本人確認書類・印鑑をお持ちいただくと即日登録が完了します。

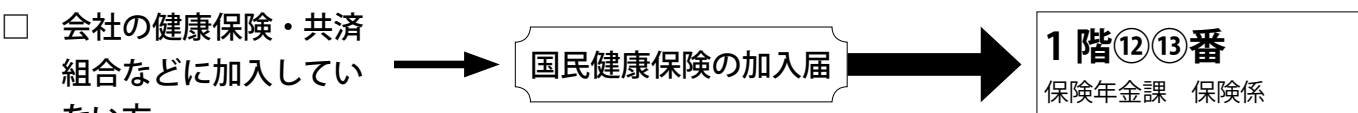
マイナンバーカード・住民基本台帳カードのこと
（転入・転居届と別の日にカードをお持ちになった場合）



※ マイナンバーカード・住民基本台帳カードは住民票の転入届の日から 90 日以内に継続利用の手続きをしなければ失効します。
注 1 マイナンバーカードをお持ちの方で上記「住所変更の手続き」がお済みの方は、札幌市マイナンバーカードセンター（中央区北 3 西 3・Tel 600-2323）にてお手続きすることも可能です。

国民健康保険のこと

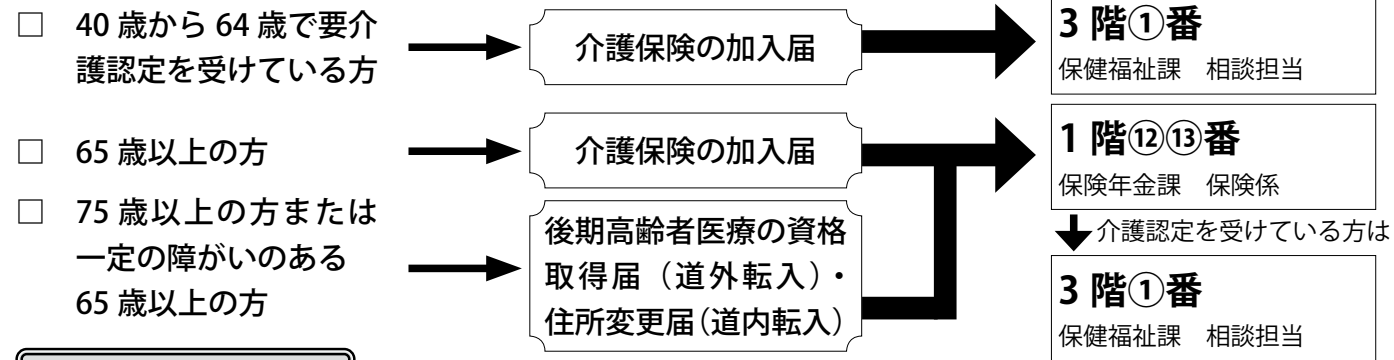
※ 社会保険や共済組合に加入している方は、勤務先へ。
※ 社会保険の任意継続をしている方は、加入している健康保険の事務所へ。



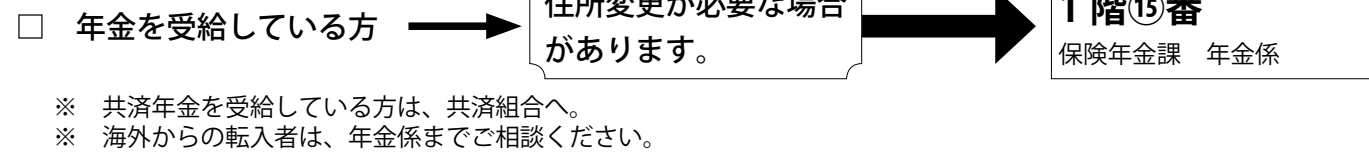
※ 住み始めてから 14 日以内に手続きしてください。



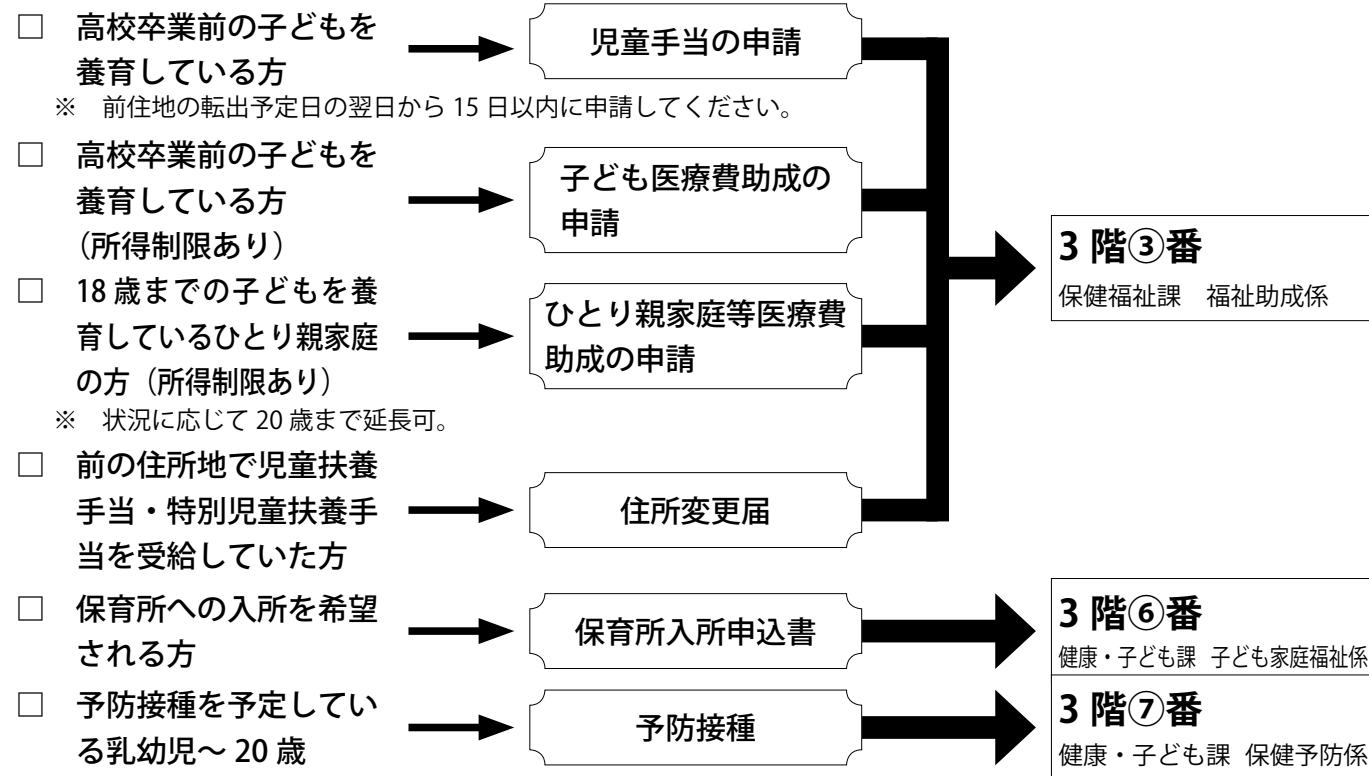
介護保険・後期高齢者医療のこと



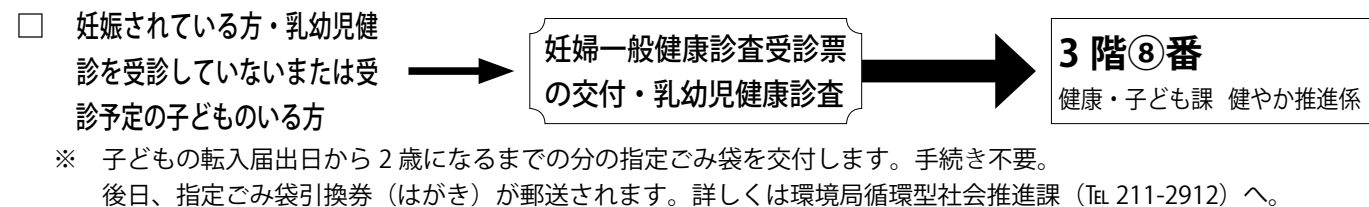
国民年金のこと



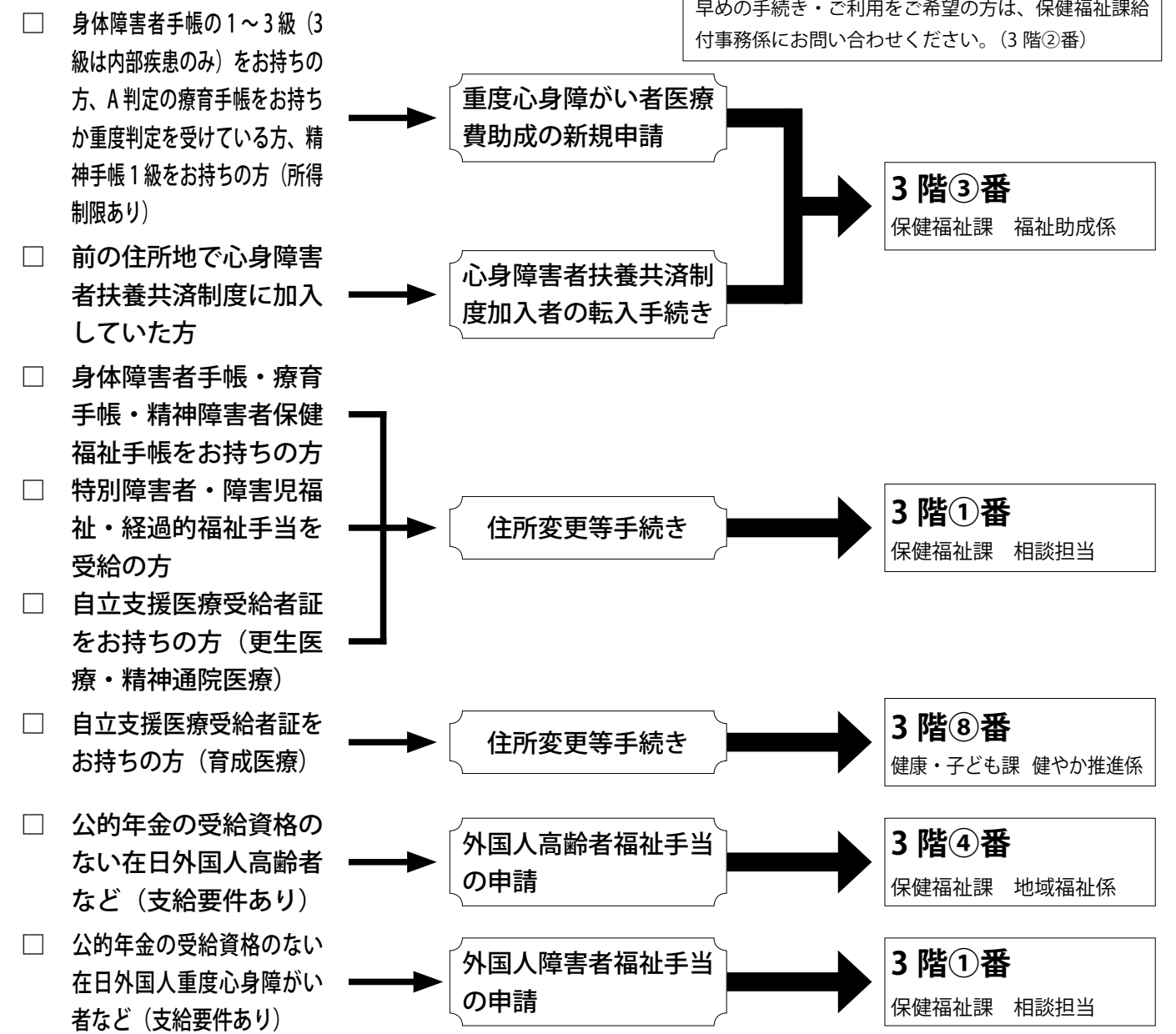
子どものいる方



妊娠している方・乳幼児のいる方

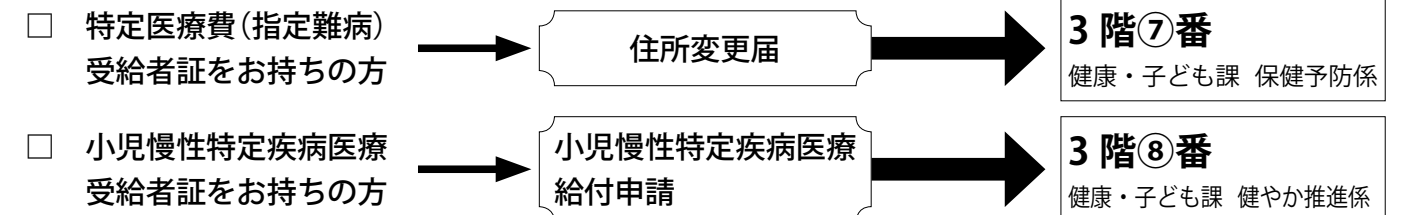


高齢者福祉・障がい者福祉に関すること



70 歳以上の方がご利用できる「敬老優待乗車証」（敬老パス）は、転入届日の翌月にご利用申請書を郵送いたします。
早めの手続き・ご利用をご希望の方は、保健福祉課給付事務係にお問い合わせください。（3 階②番）

特定医療に関すること



飼い犬のこと

